

平成 29 年第 3 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 3 月 16 日 (木)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 29 年 3 月 16 日 (木) 午前 9 時 30 分	
	閉 会	平成 29 年 3 月 16 日 (木) 午前 10 時 34 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員	清胤祐子	
職務により会議に出席した者	次長 生涯学習課長 学校教育課長 主幹 課長補佐 共同調理場長	片山豊和 栗栖浩司 長尾航治 萩原英子 児玉裕子 栗栖和子	
会議に付した事件 及び採決結果	議案第 7 号	安芸太田町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について	原案可決
	議案第 8 号	安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について	原案可決
	議案第 9 号	安芸太田町立戸河内中学校寄宿舎管理等に関する規則の一部改正について	原案可決
	議案第 10 号	安芸太田町教育委員会公印規則の一部改正について	原案可決
	議案第 11 号	安芸太田町遠距離児童・生徒及び園児通学(園) 費補助金交付規程の一部改正について	原案可決
	議案第 12 号	安芸太田町立学校長等に対する事務委任規程の一部改正について	原案可決
	議案第 13 号	安芸太田町立戸河内中学校寄宿舎居住費の減免に関する事務処理要領の一部改正について	原案可決

	議案第 14 号	安芸太田町教育委員会事務局等に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について	原案可決
	議案第 15 号	安芸太田町学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について	原案可決
	議案第 16 号	著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 17 号	県費負担教職員の任免その他の進退の内申について	原案可決
報告協議事項	1 3月の行事予定について(生涯学習課) 2 学校給食異物混入対応マニュアル策定について 3 安芸太田町立戸河内中学校・筒賀中学校統合準備委員会の結果について 4 平成 29 年 3 月卒業者進路先について 5 服務規律の厳正確保について		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午前 9 時 30 分開会)

教育長)

おはようございます。大変温かい春かと思いましたが、3 月に入りまして度重ねて寒波がやってきました。心配しておりますスキー場の方もわずかながらオープンしていると聞いております。大変厳しい冬であったと思っております。

さて、今日は議題がたくさんございまして、日程についてお諮りいたします。

日程 2 の教育長報告に続いて、日程 4 の報告協議を先に行い、その後日程 3 の議事を協議したいと思いますが、異議はございませんか。

(な し)

では、異議なしと認めます。

次に議案・報告協議のうち、公開になじまないものについては、公開しないで審議することといたしますが、いかがでしょうか。

正山委員)

議案第 17 号の県費負担教職員の任免その他進退の内申については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思います。

教育長)

他にご意見がありますか。

(な し)

それでは、ただ今の正山委員の発言について採決いたします。議案第 17 号の県費負担教職員の任免その他進退の内申については、公開しないで審議することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。従いまして、議案第 17 号は公開しないで審議することといたします。

日程第 2、教育長報告

教育長)

それでは私から報告をさせていただきます。

3 月議会が 3 月 9 日に閉会いたしました。今回、教育委員会からは、学校設置条例の一部改正またそれに関連する議案ということで 3 件の審議をお願いいたしました。2 月 28 日にこの 3 件につきまして、学校適正配置調査特別委員会の方に付託されまして、3 月 3 日統合準備委員会等で議論された状況等詳細に報告させていただいた上、審議の結果、委員会として賛成多数で可決すべきものと認定していただきました。3 月 7 日に改めて本会議を開催していただき、委員長報告の通り賛成多数で可決されました。これで正式名称が決定したわけでございます。その他教育委員会としては、新年度の予算案について原案通り、3 月 9 日最終日に可決し

ていただいたところでございます。

3月11日にそれぞれ中学校の卒業式を行い、委員の皆様にも告示をしていただきました。戸河内中学校につきましてはふれあいセンターの方で執り行いました。

私の報告は以上でございます。

何かご質問等ございませんか。

河野委員)

中学校について、このような結果になりましたが、小学校の方はいかがでしょう。今後どのような進め方になりますか。

教育次長)

西部地域の小学校について、現段階で年度内の該当校への調整等は明確には示されておりませんが、4月以降のそれぞれの集まりの際に声掛けを行うなり、現状等今後の方向性について機をみて説明を行っていかうと考えております。教育委員会としましては平成30年の春を目指すという大義のスケジュールがございますので、それに基づいて協議を行っていく予定です。

教育長)

他に何かありますか。

(なし)

日程第4、報告協議

それでは次に日程4の報告協議に入ります。

1 3月の行事予定について事務局からお願いします。

萩原主幹)

(生涯学習課事業報告(立志式)と3月の行事予定について報告する。)

教育長)

何かございますか。

(なし)

それでは、次に報告協議 2 学校給食の異物混入対応マニュアルの策定についてお願いします。

共同調理場長)

学校給食では地産地消を心がけ、安心安全な給食を提供するよう栄養士、調理員と協力して進めております。しかしながら昨年度今年度と異物混入の事案が出ております。現場での確認はもちろんですが、安心安全な給食を提供するためには、給食に携わるすべての人が連携して取り組む必要があります。他の市町でもマニュアルを作成し取り組んでおり、本町でもマニュアルを作成し、異物混入ゼロをめざすとともに、もしもの時にも的確に行動できるようにするものです。このマニュアルについては、2月16日学校給食運営委員会に提出しております。今後、本日の教育委員会会議を経てHP等を利用して公表していきたいと考えております。また、調理員へはもう少しわかりやすく、細かく指導して参ります。

(資料1により、学校給食の異物混入対応マニュアルについて説明する。)

教育長)

ご意見等ございませんか。

池野委員)

実際、異物混入の頻度はどの程度でしょうか。

学校教育課長)

頻度としてはおおむね2か月に1回の割合で起こっております。特に多かったのが6月9月です。夏休みを挟んだ月が多かったです。種類については、食品についている昆虫類、毛髪。資料2ページの種類別で申しますと、「非危険物分類Ⅲ」と言われるものです。それから、分類Ⅳの原料由来物こういったものも若干ございました。例えば玉ねぎの皮。非常に硬くこれが口に入った時に異物として感じられます。こういった案件が数件ありました。今年度、一番重く受け止めたのは、プラスチック片が混入するという事案です。これについて原因追及をしましたところ、食器乾燥機に水の飛び散り防止のためにについているビニルというかプラスチックが劣化して、食器に混入し、異物として混入してしまったという事案がございました。こういう形で今のところは実際、この2年間で分類ⅠⅡにあたる危険度が高いものは出てはおりませんが、対応マニュアルは必要であるということで、いろいろな方のお知恵を借りながら作成したものであります。

河野委員)

給食についてはいろいろなやり方があると思います。例えば外部へ委託するとか直営でやるとか。そうした場合に、安芸太田町の状況は、現在、加計中学校のところで町内全部を管理しているということでしょうか。もう一つはこのマニュアルを徹底するために、素人から見るときちんと徹底ができるのだろうか、今の態勢から言ったときにそのあたりが完全に、このマニュアル通りに徹底できていくのかどうかちょっと疑問のところがあります。そのあたりはどうでしょうか。

学校教育課長)

実際、給食の提供については 加計共同調理場、筒賀共同調理場の2か所で町内の小中学校に、また、加計調理場におきましては、特区申請を行い認定こども園あさひ、修道保育所にも給食を提供しております。先程ご意見いただきました直営ですとか、民間委託も現状でいろいろ検討していかなくてはいけないという課題がある中でございます。私が把握している中で、認定こども園戸河内が民間委託、筒賀保育所は直営で給食の調理を行っている状況です。こちらについても異物混入の事案がかなり出てきている状況で、現場としては非常に苦慮しているということを聞いております。従いまして、民間だから異物が混入しない、対応が完璧にできるということではなく、やはり現場単位でしっかり確認していく作業、また異物が混入してしまった場合の対策は、民間でも直営でも求められてくるものであると考えております。従いまして、今回対応マニュアルを作成するに至った背景ですが、他の自治体も給食センター、自校給食の場合もありますが、給食を提供していく際にかなり異物の混入は起こりうることで対応をこういうマニュアルと位置づけ、しっかりと対策していくといったことから、本町でもマニュアルの作成に至った次第です。

河野委員)

学校給食についてはいろいろなご意見の方がいらっしゃると思います。完璧にというのは難しいことだと思いますが、努力をされて、引き続きよろしくをお願いします。

池野委員)

実際に子供が食した例があるのでしょうか。

学校脅威育課長)

先ほどのプラスチック片の案件は、認定こども園へ提供した給食のものでありまして、実際に保育士さんの口に入っております。口に入るといってところまでいったものに関しては、今年度はこの1件でした。実際には目視で、児童生徒が見つけて異物が入っていることに気づき、発覚したという事案がほとんどです。

池野委員)

他県の例ですが、きざみのりからノロウィルスが出たという事例も報告されております。食材をすべてチェックするというのは、非常に難しいとは思いますが、十分気を付けていただきたいと思います。

教育次長)

このマニュアルについては、異物混入となっておりますが、他の市町では食中毒のマニュアルもございます。食中毒についても懸念されることですので、それについてもどう対応していくのか、特に発症して分かることがほとんどですので、その後の病院の手配、解消するまでの給食の提供等についても、新年度また考えていきたいと思っております。

教育長)

今の衛生管理と異物混入、主に2つあると思います。私もこの異物混入についてはそれぞれの調理場へ直接行かせていただき、栄養職員そして調理員さんと話をし、状況を聞かせていただくようにいたしました。その中でいわゆる「地産地消」という考えから地元の野菜をしっかりと利用したい。地元の野菜は無農薬である。そうするとどうしても、虫がついているということも増えてくると聞きました。予算等も点検しながら、非常に苦勞していただいているわけです。しかしそれでも発生するという事について、改めてこれまでの工程をもう一度見直し、使用用具など細かい道具等も常に傷みのないように点検していただき、早めに交換するなどについてお願いしてまいりました。一方で、私は県の学校給食用の牛乳供給の会議に出るのですが、牛乳に関する異物混入のほとんどが、牛乳パックを開けて飲む場合に異物が混入する場合だそうです。つまり、開けたために入る異物がほとんどであるということでした。ということで現場指導はストローで飲む指導をしてもらいたいという話が出ました。工程上きわめて細かいフィルターで作業するため、牛乳そのものに異物が混入することは考えられないそうです。調理ではないので。そういうことから、牛乳パックは開けて飲まずにストローで飲むように指導する必要があります。このように食事のとり方についても学校では指導する必要があります。いろいろご苦勞もいただいておりますが、命を預かる場、教育委員会でございますので調理場でも一層の注意を払っていただき、異物が混入しないように引き続き努力していただきたいと思います。

河野委員)

最後に、給食調理員の方など、これに関わる人の確保についてはどうなのでしょう。十分ということは難しいかもしれませんが、態勢がどうなのかと。そこに無理があるといけな

で。

学校教育課長)

公務員としては現業職と呼ばれる職種です。これについて総務省の通達にもございますが、現業職については徐々に廃止という方向です。本町においても現業職の新規採用はございません。正規職員については限られた人数の中、それも徐々に高齢化していく状況です。それを補うということで臨時職員という形で入っていただいております。このあたりを見据え、今の正規職員の状況も見ながら、やはり民間委託などの形態についても検討していかないとはいけなと考えております。

教育長)

他にありませんか。

ないようですので、これで学校給食異物混入対応マニュアル策定については終わります。

次に報告協議3 安芸太田町立戸河内中学校・筒賀中学校統合準備委員会の結果について報告してください。

学校教育課長)

(資料により説明する)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(なし)

それでは報告協議4に入ります。中学校卒業生進路説明について。

萩原主幹)

(資料により報告する)

教育長)

16/35が加計高校への進学となりましたが、過半数を割ったということは、加計高校との中高連携について大きな課題が残ったと思っております。年度当初で中高の校長どうしてしっかり腹入れをする必要があると考えています。

何かご質問等ございますか。

(なし)

では次に 報告協議5 服務規律の確保についてお願いします。

萩原主幹)

(資料により報告する)

教育長)

何かございますか。

(なし)

それでは日程3 議事に移ります。

日程3 議事

まず議案7号から14号まで関連がありますので続けて事務局からお願いします。

学校教育課課長補佐)
(議案第7～14号を読み上げる)

教育長)
議案第7号～14号について何かございますか。

(なし)

それでは議案第7号～14号について一括してこの原案に賛成という方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

教育長)
次に議案第15号の説明をお願いします。

萩原主幹)
(議案第15号を読み上げる)

教育長)
では15号について質疑を行います。いかがでしょうか。

池野委員)
実際、滞納というのはどのような状況なのですか。例えばどこまでさかのぼるかという話もありますので。

学校教育課長)
ここ近年について、滞納はありません。平成23年度単年度の欠損ということで、1名の方の1年分の滞納がずっと残っている状況です。町の監査委員からも長年回収不能なものについて、処理が必要なのではないかというご指摘もいただいて、今回の改正となっております。

池野委員)
時効は2年ですか。

教育次長)
民法上の時効は2年です。債務者からの申し立て等手続きは必要です。督促などの行為を行うことによって期間が延びるということはありません。先ほど申したのについては今後どうす

るかを協議しております。

教育長)

第15号について採決をとります。賛成という方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

教育長)

続いて、議案第16号についてお願いします。

学校教育課課長補佐)

(議案第16号を読み上げる)

教育長)

では16号について質疑を行います。いかがでしょうか。

(なし)

教育長)

第16号について採決をとります。賛成という方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

(議案第17号は非公開)

教育長)

以上で本日の日程をすべて終了しました。次回の日程について、事務局からお願いします。

萩原主幹)

次回は4月18日9時30分開会を予定しています。

教育長)

以上で第3回の安芸太田町教育委員会会議を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時34分 閉会)